

平成30年8月23日

復興大臣

吉野正芳殿

震災からの復旧・復興対策に係る

要 望 書

宮城県議会議長 中島源陽

## 震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、7年5カ月が経過しました。これまで、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめ、特別な財政支援の枠組を整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業など、震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただくとともに、集中復興期間後の平成28年度以降も特例的な財政支援措置を基本的に継続していただき、自治体の負担が生じるものについても、負担割合は被災自治体の財政や復興の進捗に影響のない程度に抑えるなど、被災自治体に相当程度配慮された方針が示され、心から感謝しております。本県においても本県被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一人ひとりが着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、事業に携わる自治体職員が依然不足している中、子どもからお年寄りまでの被災者の心のケア問題をはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の生活支援など、被災地においては、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題を抱えており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、深刻の度を増す汚染水について早期の収束が図られておらず、さらに、放射性物質の汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、原発事故に起因する風評による被害は依然として深刻です。県内産業はこのような大変厳しい状況にあり、県民に大きな不安を与えているとともに、本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このようなさまざまな困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げる上で不可欠であり、解消に向けた自助努力はもとより、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要です。また、原発事故に関して、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び被災地の実態に即して復旧・復興に係る各種制度の改善・拡充を図るほか、原発事故への対応について、国の責任の下、確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

## 要 望 項 目

### 1 復旧・復興関連予算の確保

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特例的な財政援助の枠組の整備に特段の配慮をいただいたほか、復興・創生期間においても制度を継続いただけることとなり、大変感謝しているところです。

今後、被災地が真の復興を果たすためには、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、産業振興等を支え被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の復旧・復興事業について、被災地の復旧・復興の進捗に支障を来すことがないよう、今後も着実な事業の推進に向け、必要な予算と体制を別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図るよう求めます。

### 2 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上

東日本大震災復興交付金制度については、効果促進事業の一括配分の創設など、これまでも自治体の自由度の向上が図られてきたところですが、復興の完遂に向けて、被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援を平成 31 年度以降も確実に継続されるよう求めます。

さらに、効果促進事業の一括配分については、配分額に関して自治体の判断で事業が実施できるよう、見直しを求めます。

### 3 被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、発災以降、復旧・復興事業を鋭意推進しておりますが、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行のために、多くの職員を必要とする状況が続いております。このような中、本県及び沿岸部の被災市町に対し、これまで全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付職員の採用を行うなど、独自に職員の確保に努めてまいりました。しかしながら、集中復興期間の終了に伴い、派遣の打ち切りや派遣職員を減員させる自治体が増加したことや、任期付職員についても応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど、非常に厳しい状況にあります。

つきましては、事業の進捗等に合わせた職員の確保が必要とされる土木職などの技術職員や用地などの専門職員の派遣につきまして、支援の継続をお願いしますとともに、復旧・復興業務に従事する任期付職員については、国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

#### 4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等における財政支援の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、資材等価格の高騰に対する増額措置や新分野需要開拓等を見据えた新たな取組への対応など、制度を拡充していただいたおかげで、着実に復旧が進んでいるところであります。

しかしながら、沿岸部では事業用地の整備等の産業基盤の復旧に相当の時間を要していることから、平成 31 年度以降もグループ補助金を継続的に措置していただくよう求めます。

予算の繰越しについても、繰越年度内での完了が困難になっている事業者が多くいることから、事故繰越の簡素化を継続して講じるよう求めます。また、再交付手続きにつきましても、年度ごとの措置となっており、今後とも必要な予算を確実に措置いただくよう求めます。

沿岸部の商工会についても、建設用地確保の遅れなどの理由により、事業着手までに時間を要するところもあることから、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続的な実施を求めます。

#### 5 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

津波被害の甚大な市町の産業復興を加速するため、国の平成 25 年度から平成 27 年度予算において「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置され、さらに、その運用期間を平成 32 年度末まで延長していただき感謝しております。

沿岸地域においては、引き続き本補助金を活用して企業立地や雇用創出に取り組んでまいりますが、その受皿として整備が進められている沿岸地域の主な産業用地については、仮設住宅の撤去や区画整理等に時間を要しております。分譲面積全体の約 8 割の用地が今年度から平成 32 年度にかけて工事が完了し、引渡し可能となることに加え、これらの多くが防災集団移転元地に整備されているため、企業は造成工事完了後に操業面での安全性を十分確認した上で立地決定することとなり、その結果、現行の期間内での申請や運用期間内での補助対象事業の終了が困難となります。

つきましては、本補助金が活用を検討している企業に確実に交付されるよう、本補助制度（製造業等立地支援事業、商業施設等復興整備事業）の申請期間及び運用期間を少なくとも 2 年間再延長していただくとともに、地域の実情を踏まえた十分な措置をとられるよう求めます。

#### 6 二重債務問題対策に係る支援の継続

平成 30 年 2 月の株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の改正により、同機構の債権買取等支援決定期間が、平成 33 年 3 月 31 日まで再延長され、切れ目のない支援継続を実現していただきました。

今後は、二重債務問題対策に係る支援対象者が、確実に支援機関を活用できるよう、支援決定期間の再延長とあわせて、関係機関による積極的な取組が必要となります。

あわせて、支援決定を受けた中小企業者が計画通りの事業展開が図られるよう、売上増加に向けた販路開拓の支援など、継続したフォローも必要となります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、被災中小企業者の相談窓口である宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き国による支援を求めます。また、同センターで対応できなかった事業者を株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に引き継ぐことにより、支援対象事業者の取りこぼしを防げると見込まれることから、両支援機関の連携について引き続き支援願います。

## 7 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等

本県では、東日本大震災により多くの子どもが心に深い傷を負っています。このような子どもたちを支援するため、子どもの心のケア対策の事業を実施していますが、今後も中長期的な子どもの心のケア対策の継続が必要です。

また、東日本大震災後に出生した子どもの中には、被災した親の影響により、心のケアが必要な子どもも見られます。このような状況を踏まえ、被災した子どもの心のケア対策の事業への十分な財源と人的資源を継続して確保するとともに、震災後に出生した子どもについても、補助の対象として明確に規定するよう求めます。

## 8 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保等

被災市町においては、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進んでいるところですが、一部の市町においては災害公営住宅等の完成が遅れ、応急仮設住宅の供与の延長がされており、応急仮設住宅における被災者の生活支援や健康支援のための取組が引き続き必要となっています。また、災害公営住宅等への移転後であっても、入居者の高齢化率や独居率の高さなどから入居者の生活支援・健康支援が必要となっていますが、地域コミュニティにおける支え合い体制の構築には、なお時間を要する地域もあります。

特に、コミュニティの再生のためには、災害公営住宅における常駐の生活支援相談員が欠かせないことから、その配置に対する支援が必要となっています。

つきましては、現在、被災者支援総合交付金を活用して実施している被災者への生活支援や健康支援のための事業について、十分な財源の確保を求めるとともに、継続的な財政支援と柔軟な運用を求めます。

## 9 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

本県では、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合事業「心

の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところ  
です。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしており、復興  
の本格化・加速化に伴うコミュニティ再構築、生きがづくり等の新たな課題においても、  
NPO等の取組に引き続き大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助  
成等が減少する中、取組を継続、発展させ、復興を加速化するためには、財政的支援が不可  
欠であることから、補助事業の継続を求めます。また、事業の実施に当たっては、通年で取  
り組む事業であっても補助対象外となる期間が生じないように、地方自治体の事務手続の実  
態に合わせた対応を求めます。

## 10 大震災地震津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教  
訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする  
地震津波防災ミュージアム等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整  
備するよう求めます。

なお、市町村の津波震災遺構の保存整備に関する取組に対しては、東日本大震災復興交付  
金による支援措置が講じられたところではありますが、交付に当たっては個々の市町村の実情  
に応じて柔軟に対応されるよう求めます。

また、復興祈念公園について、必要な予算の確保と特例的な財政支援を求めますととも  
に、県・石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園内に、国が一体的に設置する「国営追悼・  
祈念施設（仮称）」について、早期整備を図ることを求めます。

## 11 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受けましたが、仙石線、石巻  
線に続き、一昨年12月には常磐線の運行が再開された一方、気仙沼線・大船渡線においては、  
鉄道の整備・発展に尽くされた地域の先人への敬意を将来世代に伝えつつBRT（バス高速  
輸送システム）での本格復旧が合意され、復旧が進められております。

こうした中、鉄道及びBRTによる復旧路線については、沿岸部の被災市町において、復  
興まちづくりと密接に関わるものであることから、まちづくりとの整合を図りつつ、地域振  
興に寄与する上で求められる利便性の向上が図られるよう、国による積極的な支援を求めま  
す。

## 12 事業復興型雇用確保事業の拡充

事業復興型雇用確保事業については、これまでに3万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっております。

一方、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が平成30年度末までに事業を開始することが支給の要件とされるなど、雇入費・住宅支援費ともに多くの制約が課されております。また、沿岸部では、復興まちづくりに時間を要しているほか、水産加工業などにおいては、被災した建物の復旧が完了した事業者についても慢性的な労働力不足や販路の回復に苦慮しております。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業の実施期間を延長するとともに、被災三県以外からの求職者の雇い入れについても雇入費の助成対象とするなど、住宅支援費を含め、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ることを求めます。

### 13 外国人材の活用による人手不足解消

本県の沿岸部においては、人口減少や復興の加速により、地域の基幹産業である水産加工業等において、慢性的な人手不足の状態が続いており、事業の継続に支障を来すことが懸念されています。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（骨太の方針）で、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設が盛り込まれたところですが、被災地における産業振興のため、水産加工業など人手不足となっている業種に新制度が適用となるよう求めます。

### 14 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与える等緊急を要する箇所においては、災害関連等の国庫補助事業による対策を中心に実施してきたところです。

しかしながら、その他の箇所については、震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっておりますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業において、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策を行うことが困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸浸食及び枯損・流木対策に関して東日本大震災復興特別交付税により、地元負担

に配慮された対策事業の創設を求めます。

## 15 震災ガレキの処理に対する継続的な支援

津波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収していますが、海中ガレキの位置や総量の把握、深い場所にあるガレキの回収は技術的に困難を伴うものであるため、国による技術的な支援が十分になされるよう求めます。また、こうしたガレキは長期にわたり操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業について、引き続き地方負担に最大限配慮いただいた上で、平成31年度以降も継続するよう求めます。

また、回収された海中ガレキについては、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、当該処理に必要となる費用についても、引き続き全額国庫負担とするよう求めます。

さらに、元地利用などにおいて、いまだに陸上からもガレキが見つかり、処理費用等の問題が発生していることから、国の支援を求めます。

## 16 復旧・復興事業に係る道路補修費用及び被災地の道路改良工事に対する支援

東日本大震災からの復旧・復興事業がピークを迎える中、復旧・復興工事に伴う大型車両の通行量増加により損壊した道路については、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、地域住民の生活環境にも支障を来す事態となっております。

平成28年度には効果促進事業において、東日本大震災復興交付金の基幹事業と関連があることなど一定の条件を満たした場合に、同一路線で一回限り補修が可能となるなど柔軟な対応をいただいております。

しかしながら、今後も、復旧・復興工事に伴う大型車両の通行量増加により、道路損傷の一層の拡大が想定されることから、損壊が激しい箇所については復旧・復興事業の途中であっても、効果促進事業を活用した補修工事ができるようにするほか、復興交付金（基幹事業）以外の復旧・復興工事車両の通行により損傷した市町村道の補修費確保や他県の復興交付金事業の車両通行が起因した場合の補修費用の求め方などの課題も未だ残っていることから、更なる柔軟な運用が可能となるよう求めます。

また、東日本大震災復興交付金の基幹事業及び災害復旧事業で整備する道路に接しながらも、復旧・復興事業の対象とならないため、事業化がなされていない箇所については、道路間の幅員などにおいて違いが出るなど、本来の道路の機能が損なわれている事態となっております。

つきましては、このような箇所についても、復興交付金（効果促進事業）の更なる柔軟な活用が可能となるよう求めます。



## 17 復旧・復興事業における事務の簡素化

被災自治体においては復旧・復興事業の推進に向けて鋭意努力しているところですが、自治体職員等のマンパワーが不足している状況にあります。

つきましては、早期復興の観点から、提出書類等の見直しなど、完了検査をはじめとする事務の一層の簡素化を求めます。

## 18 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの実現は、我が国が標榜する科学技術創造立国を実現する絶好の機会であり、高度な技術力に基づくものづくり産業をさらに成長発展させ、東日本大震災からの本格的な復興、さらには日本再生にも大きく寄与するものとなります。

ILCの国内誘致の是非の政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、国が主導する国際プロジェクトとして、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、ILCの国際誘致の方針を早期に決定するよう求めます。

## 19 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

### （1）原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っているところですが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が強い外国人観光客が大きく減少する中、観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者負担を強めています。国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。また、放射線・放射能による影響等に関する不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を積極的に行うよう求めるとともに、住民の不安解消のために自治体が自発的に行う被害対策について賠償範囲に明示するよう求めます。

### （2）中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われ、特に韓国政府は、平成25年9月に日本産水産物の輸入禁止措置の強化を発表し、4年以上が経過しております。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全

の対策を講じ、風評対策に取り組んでおりますが、このような中、明確な科学的根拠もないままに行われた韓国政府の措置が継続されていることに加え、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことは極めて遺憾であります。

本県では、復興に向けて積極的に水産物・水産加工品の輸出促進に取り組んでいる最中であり、このような状態がさらに続くならば、漁業者・水産加工業者の復興の大きな足かせになるものと大変危惧しています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。

### (3) 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行

海洋への汚染水流出防止対策については、徹底した施設・設備の管理を図るよう求めます。

特に、トリチウムなどの放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出は、本県基幹産業である水産業への重大な風評被害を招くおそれがあることから、平成29年9月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を本県議会が国会や関係省庁に提出しておるところであり、東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督するとともに、国が前面に出て必要な対策を講ずるよう求めます。

### (4) 放射性物質汚染廃棄物の処理

放射能に汚染された廃棄物の処理については、放射線に関する正しい知識の普及啓発のため、国民が分かりやすく安心できる情報の提供に関する国の取組を一層充実させるとともに、8,000 Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取組に対して、十分な財政支援を含めた国の責任ある支援を行うことを求めます。

また、指定廃棄物問題については、国の責任のもと、県外への集約処理の可能性を含めて早期解決に向けた取組を行うとともに、解決までの間、災害等によって汚染が拡散することがないように、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すよう求めます。